

回答書

質問：Aゾーンの伐採について

R7.6.16時点で、Aゾーンにて伐採作業が行われています。今後、予定しているAゾーンでの伐採範囲・程度（伐根等を含む）をご教示願います。

質問への回答

・令和7年6月にAゾーン南部と同ゾーン東側の一部で伐採・除草工事を約5,000㎡ほど実施いたしました。

これは、用地測量（※）と歩道環境改善のため行ったものであり、これ以上の伐採・除草工事をすることは考えておりません。また、除根はしていません。

※用地測量のうち、分筆測量（公有地の立会確認を含む。）を今後公社で実施予定です。

現在、Aゾーン最南部の公社所有地が、管理移管済みの区画道路（R30）部分にはみ出して存在している状態であり、これを解消するためには、R30北側道路境界線による分筆を行わなければなりません。（対象4筆、別紙参照）

今回の伐採・除草工事は、公募に係る民間事業者様との契約前にこの分筆測量に着手し完了しておきたく、測量時の見通し（視距）を確保するために行ったものです。

よって公社ではこれ以上の伐採・除草工事を行う予定はありませんので、ご注意ください。

以上